

まちづくりの 実現に向けて

基本的な考え方

理念『歴史に育まれた豊かな都心環境を次世代に継承し、世界の人に愛されるまち、千代田』及び、将来像『都心を楽しみ、心豊かに住まうまち』、『都心に培われた魅力・資源を活かし、共に未来へ歩むまち』の実現に向けて、分野別・地域別の都市整備方針に沿ってまちづくりを進めます。その際の基本的進め方やまちづくりの展開方法、まちづくり推進の条件整備を以下に示します。

基本的な進め方

情報共有化による開かれたまちづくりを進めます

千代田区では、他区に先駆けて「街づくり方針」を策定し、積極的にまちづくりに取り組んできました。しかし、計画策定段階や実現段階において、必ずしも住民・企業・行政相互の情報提供やまちづくりへの参画が充分ではありませんでした。今後は、従来からの情報提供に加え、計画段階から双方向の情報交換の仕組みを確立し、区民の皆さんからの情報も活かし、情報を共有しながらまちづくりを進めていきます。

住民・企業・行政の協働によりまちづくりを進めます

まちづくりの主役は、そこに住む皆さんです。また、区内の企業の皆さんもまちづくりの重要な担い手です。行政は、皆さんが相互の合意のもとに主体的に進めようとするまちづくりを支援する役割を担っています。都市計画マスタープランをまちづくりの指針として、住民・企業・行政が、それぞれの役割を果たし、連携・協働しながら地域の特性やまちづくりの進め方に応じて、柔軟に取り組んでいきます。

まちづくりの展開方法

まちづくり情報の共有化

まちづくりの情報を共有化し、まちづくり気運を高めるため、まちづくりに関する勉強会や懇談会の開催を充実させ、情報交換の場づくりを進めます。また、従来からの情報媒体である区の広報などに加え、インターネットなどを活用した双方向の情報交換が可能なしくみづくりなどを進めます。

区民参加によるまちづくりの仕組みづくり

まちづくりは構想・計画段階からの区民参加が不可欠であり、区民主体型のまちづくりを進めるため、地区レベルでの自主的まちづくり活動を行う組織や組織作りを支援していきます。また、それぞれの自主的な組織間での情報交換・意見交換等が行えるよう連携体制を整備していくとともに、地域に密着した最も基礎的な自治組織である「町会」とも充分連携を図りながら仕組みづくりを進めていきます。これらのまちづくりについては住民・企業・行政の協働のまちづくりを支援するために設立された「千代田区街づくり推進公社」とともに進めていきます。

住民・企業・行政の協働によるまちづくり

本区のまちづくりについては、「街づくり懇談会」「街づくり協議会」「企業街づくり協議会」及び各地域の「計画推進協議会」などにおける、住民・企業・行政の協働の取り組みによって、様々な実績を上げています。今後は、その設置理念を受け継ぎながら、社会・経済状況の変化に対応し、より具体的なまちづくりを見据えた展開・改革が必要です。

街づくり懇談会や企業街づくり協議会については、今後のまちづくりを取りまく状況の変化に応じ、その運営や協議について弾力的に取り組んでいきます。また、街づくり協議会については、構成員も含め、より自主的な組織に改組し、具体的かつ身近なまちづくりに取り組むものとし、計画推進協議会については、街づくりの当事者として、個別・具体的なまちづくりを検討する組織として支援していきます。

具体的なルールづくりのためのまちづくり手法の適切な活用

まちづくりを進める際には、都市計画マスタープランをもとに、区民の参加を得て、地域の特性に応じた具体的なルールをつくるため、建築協定⁶⁸や地区計画⁶⁹などの手法を活用します。また、再開発、区画整理、特定街区、総合設計等のまちづくりの諸制度を適切に活用していきます。

68. 建築協定：16ページ参照。

69. 地区計画：12ページ参照。

住民参加によるまちづくりの展開例



注1 まちづくりのルールとは、地区計画などのまちづくりに関する取り決めを指します。
地区計画とは、まちの特性に応じて地域の住民・企業のみなさんの意見を反映したきめ細かなまちづくりの整備方針を決めることのできる制度です。

注2 まちづくり計画とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業などの開発事業を進めるための計画を指しています。

まちづくり推進の条件整備

新しい制度の創出、既存制度の改善

まちづくりを進めるためには、社会経済状況の変化に適切に対応することが必要であり、まちづくり制度の改善や創出を適宜行うことが重要です。

都心居住の一層の促進や都心千代田の特性に応じたきめ細かなまちづくりを展開するために、身近なまちづくりを進める基底的自治体である区への都市計画権限の一層の移譲、都市計画法、建築基準法及び税制など関連制度の改善について要請していきます。

国・都・関係機関等の連携と自治権の拡充及び財源の確保

都市計画マスタープランの実現のためには、住民・企業・行政の協働はもとより、国・都及び関係機関、他区との連携が不可欠です。

都心千代田の実状に応じた施策展開のための自治権の拡充をすすめるとともに、区の施策への協力を要請していきます。また、住民の居住や事業者の活動の継続を支援するために税制の改善を求めるとともに、まちづくりへ大きな影響のある国公有地等について有効利用を働きかけていきます。

さらに、まちづくりのために必要な財源の確保に向けて、財政面での改善・支援を求めています。

都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランを着実に推進していくためには、全庁的な取り組みが必要であり、推進体制の整備を進めるとともに、その核となる部署は他部署との連絡調整、進行管理を行っていきます。

また、行政と公社との連絡、調整も密に図り、効果的な計画・事業を推進していきます。